

三重県障がい者差別解消支援協議会設置要綱(案)

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織運営に関しては、この要綱の定めるところとする。

(目的)

第2条 この協議会は、関係機関でネットワークを構築することにより、県内で関係機関が行う障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例をふまえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を、効果的かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

(協議会の事務等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事務を行う。

- ① 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関が対応した事案の共有。
- ② 障がい者差別に関する相談体制の整備、障がい者差別の解消に資する取組の共有・分析。
- ③ 構成機関等におけるあっせん・調整等の様々な取組による紛争解決の支援。
- ④ 障がい者差別の解消に資する取組の周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発。
- ⑤ その他前条の目的を達成するための事業。

(組織)

第4条 協議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第5条 協議会の委員は、三重県健康福祉部長が選任するものとする。

- 2 協議会の委員は、学識経験者、弁護士、障がい者団体、事業者、まちづくり団体、社会福祉団体、国、市町、学校等で構成する。
- 3 協議会は、必要に応じて、有識者等に対して参加を求め、意見を聴くことができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(秘密保持義務)

第8条 協議会の委員その他協議会に関与する者又は関与していた者は、正当な理由なく、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、三重県健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月17日から施行する。